

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（行情）諮問第235号）

答申日：平成28年10月28日（平成28年度（行情）答申第488号）

事件名：特定会社による印紙税納付計器の指定の申請に係る製造業者名が記載された文書（国税庁長官の承認印があるもの）の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定法人Aが特定法人Bの特定保険証券に印紙税納付計器を行使するために、国税庁長官に「印紙税納付計器の指定の申請」をし、国税庁長官の承認印がある製造業者名の記載がある行政文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は、取り消すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月9日付け課消4-54により国税庁長官（以下「処分庁」、 「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書に添付された資料の内容は省略する。）。

##### （1）異議申立書

法1条の目的に、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と掲げている。

ア 「開示請求に係る行政文書を特定することができない」との不開示決定は不当。

（ア）「不開示の理由は、国税庁において、指定後の印紙税納付計器の納入先を把握しているものではありません。」と記載があるが、国税庁は、印紙税納付計器に関する情報の対象文書は国税庁管轄内にて、全情報がコンピュータで容易に掌握可能であり、開示可能なところ、国税庁の作為的不開示決定は無効である。

マイナンバー制度の時代で、国税庁管轄内の情報の特定及び取得

は容易に可能である。

(イ) 特定税務署長に提出した特定法人 A の設置承認申請書に「計器の名称、型式及び計器番号」, 「計器の購入先の住所と氏名又は名称」, 納付印の「税務署名、記号、番号」等の記載がある。

特定税務署は国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けた通知書の有無に基づき、印紙税納付計器設置申請の承認の「是か非」を決議する(署長、副署長、統括官、担当者の 4 人の決議の印鑑)。

国税庁は、上記により「国税庁長官の印紙税納付計器の指定承認を受けた製造者と印紙税納付計器を行使する業者」を特定可能である。

国税庁(組織全体)は、製造者及び印紙税納付計器を行使する業者の偽造又は不正使用の発生を防ぐために、上記の製造者及び印紙税納付計器を行使する業者の特定が可能である。

イ 「印紙税納付計器の納付印」は、収入印紙と同等である。すなわち、国税庁長官が国から収入印紙を発行する権限を与えられたことと同等である。「印紙税納付計器の指定承認の権限」は、「収入印紙を発行する権限」と同等である。

ウ 特定法人 B が開示決定し、開示されたものと同じ保険証券である特定県知事が開示決定し、開示した文書「平成 23 年度と 24 年度の特定法人 A の特定保険証券の印紙税は書式表示による印紙税申告納付」と、特定税務署長は法律効果がある「補正の求め」で明記している。印紙税法基本通達 69 条と 85 条で納付方法の併用は禁止されている。

よって、特定法人 A の特定保険証券の印紙税は、書式表示による印紙税申告納付であり、印紙税納付計器による納付ではない。

エ したがって「国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けて、特定税務署長の印紙税納付計器設置承認を受けていない場合、印紙税納付計器の納付印は不正使用」であり、「国税庁長官に印紙税納付計器の指定承認を受けず、特定税務署長の印紙税納付計器の設置承認を受けていない場合、印紙税納付計器の納付印は偽造」となり、印紙犯罪処罰法 1 条又は 2 条に該当する。特定県知事及び特定法人 B の会長が開示決定し、開示された本件保険証券の印紙税納付計器の納付印は、同法 1 条又は 2 条に該当する。

地方公務員の犯罪(日本政府の承認ある印紙税納付計器の納付印の印影の偽造又は不正使用)を立証する特定税務署が知り得る情報(印紙税納付計器による印紙税納付ではなく、印紙税書式表示による申告納付である補正の求めに記載)を把握しているにもかかわらず、国税庁の開示決定は、印紙犯罪処罰法に該当する犯罪の隠匿

及び地方公務員の刑法165条1項・公印偽造、不正使用罪に該当する行為を隠蔽する意図である。

したがって、国家公務員・国税庁の不開示決定処分は、刑法104条に該当し、取り消されるべきである。

オ 「特定法人Bが開示決定し、開示された特定法人Aの特定保険証券」と、「特定県知事が開示決定し、開示された特定法人Aの特定保険証券」は、同種類の保険証券である。

カ 不開示決定は刑法に抵触する重大な犯罪であり、そして、法に違背する。

(ア) 「開示請求に係る行政文書を特定することができない」との不開示決定は不当。

印紙税納付計器の指定承認を与える権限を持つ国税庁は、印紙犯罪処罰法1条又は2条に該当する印紙税納付計器の行使を不知で済まされるものではない。

(イ) 特定税務署長有印の法律効果がある「補正の求め」を送達時、「特定法人Aの特定保険証券の印紙税は書式表示による印紙税申告納付である。」との開示請求者への情報提供は、「特定法人Aの印紙税書式表示の申告書」を特定税務署が保有しているとの証明であり、特定法人Aは本件保険証券に印紙税納付計器の使用をしていない。

印紙税納付計器の指定承認を与える権限を持つ国税庁は、印紙犯罪処罰法1条又は2条に該当する印紙税納付計器の行使を摘発する義務がある。

(ウ) 日本政府承認の印影がある印紙税納付計器の納付印は公印である。刑法165条公印偽造・不正使用等の罪に該当すると特定税務署長は「補正の求め」にて証明している。国税庁の不開示決定という行為は刑事事件の証拠隠滅罪・同法104条に該当する。

国税庁は刑法を犯すことを回避するために、開示請求者の本件開示請求どおりに開示しなければならない。

(エ) 特定県及び特定法人Bの所有の保険証券は流通しているのだから公益情報であり、その保険証券に偽造若しくは不正使用の印紙税納付計器の納付印も流通しているのだから、法7条の公益上の理由による行政機関の長の裁量的開示に該当する。

(オ) 偽造若しくは不正使用の印紙税納付計器の納付印も流通しているのだから、法5条2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、本件開示請求に対し開示義務がある。

(カ) また、本件保険証券に印紙税納付計器の納付印が存在する限り、「特定法人Aの特定保険証券の印紙税は、印紙税納付計器の納付で

はない」との特定税務署長の「補正の求め」を証明する義務が国税庁長官にある。

(キ) 本件保険証券に印紙税納付計器の納付印が存在する限りにおいて、「国税庁長官の計器の指定の申請書とその承認通知書」は存在しなければならない。しかし、国税庁はその存在の回答の回避に不開示決定処分を下した。日本政府の権限を委譲されている（印紙税納付計器の指定承認権）国税庁長官の職責の放棄である。

## (2) 意見書

ア 印紙税法施行令7条の「計器の指定申請書」は、課税文書の作成者である特定法人Aが国税庁長官に提出しなければならない。同条1項2号に、製造者の住所又は名称を明記することになっており、特定法人Aも製造者も両者を国税庁は把握できる。

特定法人Bが開示した平成23年度と平成24年度の特定法人Aの特定保険証券と特定県が開示した平成23年度と平成24年度の特定法人Aの特定保険証券は、保険契約内容の記載はほとんど同じであり、同じ形式である。

したがって、国税庁長官は開示すべきである。

印紙税法10条1項に「課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器（印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器（第16条及び第18条第2項において「指定計器」という。）で、財務省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。」と明記されている。

「印紙税納付計器の納付印」は、収入印紙と同等である。

印紙税法10条1項は、課税文書の作成者であり、印紙税法施行令7条には、「法第十条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。」と明記されている。

したがって、印紙税法施行令7条の「計器の指定申請書」は、課税文書の作成者である特定法人Aが国税庁長官に提出しなければならない。製造者ではない。

特定法人Aの特定保険証券に印紙税納付計器の納付印がある限り、「特定法人Aが提出した印紙税納付計器の指定申請」及び「その承認通知書」を国税庁が保有していないのは、国税庁長官の虚偽に基

づく不開示決定処分である。

したがって、「行政文書不開示決定変更通知書」（課消４－４２）は国税庁長官の虚偽記載の公文書となる。

上記により、印紙税法施行令７条の規定に基づき、国税庁長官は開示しなければならない。

仮に、当該法人が印紙税納付計器の指定申請書の提出を行わず、当該法人へ交付する国税庁長官の指定承認通知書の不存在により、国税庁長官の不開示決定変更処分（課消４－４２）であるならば、「国税庁長官の指定承認を受けていない印紙税納付計器を特定県は不法に押印して偽造保険証券を作成し、控訴人に開示した」と証明される。

すなわち、国税庁長官による当該法人の印紙税納付計器指定申請の不存在の証明は、特定県が開示した印紙税納付計器の印影ある本件保険証券は特定県の偽造と国税庁長官の立証となった。

イ 「行政文書不開示決定変更通知書」（課消４－４２）の不開示にした理由は、「特定法人Ａの申請の有無について確認したところ、申請の事実はなく、当該行政文書を作成・保有していないことから、不開示とします。」と明記しており、特定法人Ａは印紙税法施行令７条に基づいた申請である国税庁長官に計器の指定申請書を提出していないことになる。

#### ウ 結論

上記により、国税庁長官は、印紙税法施行令７条に基づき、「特定法人Ａの国税庁長官に提出した計器の指定申請書」及び「その承認通知書」の存否情報を異議申立人に開示すべきである。

国税庁長官は印紙税納付計器の承認権があるからには、特定法人Ａの特定保険証券にある印紙税納付計器の印影が真正なものであるかを調査する責務がある。

上記により、本件不開示決定は不当であり、開示すべきである。

また、国税庁長官の裁決による特定税務署の偽造文書を開示した原因は、特定県の本件保険証券の偽造に特定税務署の協力があると推認される。

昭和時代から大手保険会社において印紙税納付計器の不使用は疑いのない不要証の公知の事実であることを踏まえて、特定税務署の示唆及び印紙税納付計器の提供なくして、特定法人Ｂ及び特定県の本件保険証券に印紙税納付計器の押印は困難であり、不可能と思料している。

特定税務署を監督する立場にある国税庁は、印紙税納付計器に係る特定税務署の開示文書偽造を、刑事訴訟法２３９条２項により、摘

発義務がある。

情報のシステム化により、税務に関わる全ての情報取得が可能な立場である国税庁がなした「本件印紙税納付計器の指定申請書及び承認通知書の不存在による不開示決定」は、本件印紙税納付計器は国税庁長官の指定未承認であり、その印影がある本件保険証券は偽造証券であると国税庁長官の証明となる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成27年11月9日付け課消4-54により、印紙税納付計器（以下「納付計器」ともいう。）の指定の申請に係る文書には、国税庁長官の指定を受けようとする者が納付計器の納入先を記載する必要はなく、実際に処分庁で保有している当該指定の申請に係る文書を確認したところ、納入先が記載された事実はないこと、また、処分庁において、指定後の納付計器の納入先を把握しているものではないことから、本件請求文書を特定することができない旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### 2 原処分の妥当性について

印紙税法施行令7条に基づく申請は、一般的に、国税庁長官から納付計器の指定を受けようとする納付計器の製造者が行うものである。当該申請に係る申請書には、納付計器の納入先を記載する必要はなく、処分庁は、現に保有している同条に基づく申請書を確認したが、納付計器の納入先が記載された申請書を保有している事実は認められなかった。なお、処分庁において、指定を受けた納付計器の使用者を把握しているものではない。

本件異議申立てを受け、改めて、諮問庁職員が処分庁に確認したが、処分庁において、納付計器の納入先が記載された申請書を保有している事実は認められなかった。

したがって、特定法人Aに納付計器を納入した製造者を特定することができず、本件請求文書を特定することができないことから、原処分は妥当であると認められる。

#### 3 結論

以上のことから、本件請求文書を特定することができないとして不開示決定を行った原処分は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成28年3月17日 諮問の受理

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ②同日       | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③同年4月11日  | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④同年10月12日 | 審議                |
| ⑤同月26日    | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書について、納付計器の指定の申請に係る文書には、国税庁長官の指定を受けようとする納付計器の納入先を記載する必要はない上、実際に国税庁で保有している当該指定に係る文書には納入先の記載はなく、また、国税庁において、指定後の納付計器の納入先を把握しているものではないから、これを特定することができないとして、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

#### (1) 本件請求文書について

ア 本件請求文書を特定できないこと等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 印紙税法施行令7条による納付計器の指定の申請は、一般的に、納付計器の製造者が行うものであるから、納付計器の製造者ではない特定法人Aが国税庁長官に「印紙税納付計器の指定の申請書」（以下「申請書」という。）を提出することは想定されない。

したがって、開示請求書の記載から、開示請求者の求めている行政文書は、「特定法人Aが、特定法人Bの特定保険証券に印紙税納付計器を行使するために使用している当該印紙税納付計器の製造者名の記載のある指定の申請書及び承認書」とであると判断した。

その上で、さらに、開示請求書の別紙において、「製造者は、単に製造するのではなく、どこかに販売するための製造であり、納入先を記入している。」との記載があることから、開示請求者は、「納入先」として特定法人Aの記載のある文書を求めていると判断した。

(イ) 上記(ア)の判断により、開示請求者がどのような行政文書を求めているかを判断することが可能であったことから、開示請求者へ補正の求めや確認等は行わなかった。

(ウ) 納付計器の指定を受ける場合、指定を受けようとする納付計器の製造者等は、国税庁長官に対し、印紙税法施行令7条1項所定の事項を記載した申請書を提出することとされている。そして、同項所

定の事項は、①申請者の住所及び氏名又は名称、②指定を受けようとする納付計器の製造者の住所及び氏名又は名称、③納付計器の名称、型式、構造、機能及び操作の方法、④その他参考となるべき事項であり、納付計器の納入先は含まれていない。

現に国税庁において保有している申請書を確認したが、納付計器の納入先が記載された申請書を保有している事実は認められなかった。また、国税庁において指定後の納付計器の納入先を把握しているものでもない。

そうすると、開示請求者が開示を求める申請書については、国税庁が保有する申請書のうち、どの申請書がこれに該当するものかを特定することができなかった。

また、「印紙税納付計器の指定の承認書」（以下「承認書」という。）についても、同様の理由により、開示請求者が開示を求める承認書を特定することができなかった。

したがって、開示請求に係る行政文書が特定できないことを理由に不開示決定を行った。

イ 当審査会において確認したところ、開示請求者が処分庁に提出した開示請求書の別紙には、国税庁長官に納付計器の指定を申請し、承認される場合が2通り考えられるとして、次のような記載が認められる。

(ア) 特定法人Aが国税庁長官に提出した申請書及びこれに対して国税庁長官が特定法人Aに通知した承認書が存在する。

納付計器の指定の申請者は納付計器の使用を必要とする者であると考えられ、特定法人Aが申請書を提出する場合もあり得る。

(イ) 納付計器の製造者自身が国税庁長官に提出した申請書及びこれに対して国税庁長官が当該製造者に通知した承認書が存在する。

国税庁長官に納付計器の指定の申請をする製造者は、単に製造するのではなく、どこかに販売するための製造であり、納入先を記載している。おそらく、申請書のその他参考となるべき事項に納付計器の納入先として特定法人Aの名の記載がある。

ウ また、異議申立ての理由においては、異議申立人が開示を求める行政文書についての明瞭な記載は認められないものの、意見書においては、次のような記載が認められる。

(ア) 申請書は、課税文書の作成者である特定法人Aが国税庁長官に提出しなければならない。製造者ではない。

(イ) 特定法人Aが国税庁長官に提出した申請書及びその承認書の存否情報を開示すべきである。

エ 上記イ及びウのことからすると、本件請求文書には、特定法人Aが

使用する納付計器の製造者が提出した申請書及びこれに対する承認書のみならず、特定法人Aが提出した申請書及びこれに対する承認書も該当し得ると考えられる。

また、本件請求文書の文言には単に「行政文書」とあるのみであるから、「申請書」や「承認書」以外の名称が付された文書もこれに該当し得るといえる。しかも、諮問庁によれば、異議申立人は、納付計器の指定に関し、特定法人A又は特定法人Aに納付計器を納入した製造者が国税庁長官に提出した「申請書」及びこれに対する「承認通知書」又は「承認した通知書」について、それぞれ別途開示請求を行っているとのことであり、このことをも併せて考えれば、開示請求者（異議申立人）は、本件においては、「申請書」や「承認書」以外の文書の開示を求めていると解することも十分に可能である。

そうすると、本件請求文書についての処分庁の上記ア（ア）の判断は、適切とはいえない。

(2) 求補正等について

上記(1)ア(イ)のとおり、処分庁は、開示請求者に対し法4条2項の規定に基づく求補正や開示請求内容の確認等をしていないとのことである。

(3) 形式上の不備について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件請求文書について、納付計器の指定の申請に係る文書には、国税庁長官の指定を受けようとする納付計器の納入先を記載する必要はない上、実際に国税庁で保有している当該指定に係る文書には納入先の記載はなく、また、国税庁において、指定後の計器の納入先を把握しているものではないから、これを特定することができないとして、不開示とする原処分を行っている。しかし、上記(1)エのとおり開示請求者が開示を求める文書が明瞭とはいえないにもかかわらず、上記(2)のとおり求補正や開示請求内容の確認等を行わないまま、上記(1)アのとおり開示請求者が開示を求める行政文書を解釈し行った原処分は不当といわざるを得ないから、開示請求する行政文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求につき、形式上の不備があることを理由として不開示とした決定については、開示請求者に対し、補正の参考とな

る情報を提供するなどして開示請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子